

四

海府電線（四條。）

條約上の疑義もなく折半引渡に関する技術的問題を研究して置くをもつて足りよう。

六 漁業問題（二十一條・九條）

韓国側は従来屢々講和後におけるマクアーサー、ラインの存置を主張している。他国との漁業協定を**扱**つてゐる部課に一括処理してもらふことが事宜に適しよう。

七

賠償問題及び国内韓国人財産の連合国財産扱

平和條約からは韓国がかかる権利を主張し得る根拠はないが、韓国官刃筋は屢次問題にしている。本氣に取り上げる要はないか
る。

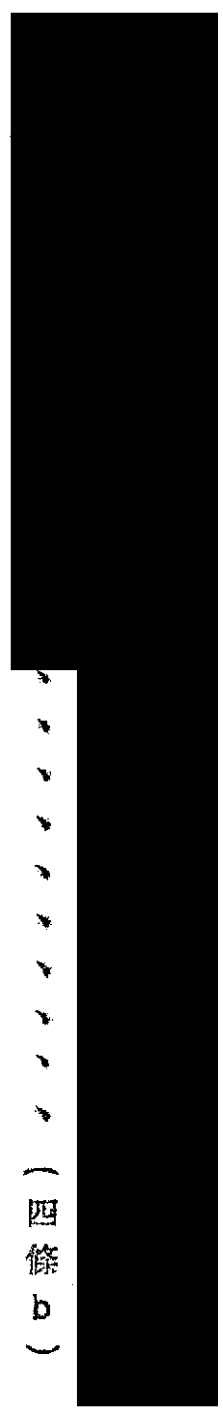
Handwritten notes at the top of the page, including the number '149' and some illegible characters.

平和條約に基き發生する日鮮間の交渉案件

一 日本に對する朝鮮側の請求權（債權を含む）、（四條 a）

一 朝鮮の在日財産（船舶問題を含む）、（ " "）

一 朝鮮に對する請求權（債權を含む）、（ " "）



一 海底電線の処分に関する実施問題、（四條 b）

一 漁業協定、（二十九條）

一 通商航海條約については次の点が問題になる。

(山) 貨物の輸出入に對する又はこれに関連する関税、課金、制限

その他の規則の問題

(山) 海運、航海及び輸入貨物の取扱並びに自然人、法人及びその

利益に關する待遇の問題 この待遇は税金の賦課及び徵收、

裁判を受けること、契約の締結及び履行、財産権、日本法人への参加、事業活動の遂行等の問題を含み、在日朝鮮人処遇問題はその一環をなす。

(11)

日本の国営商企業の対外販売の問題、
(二十二條)